



～弁護士の女房のつぶやき～



今年も夏が長かったように思います。9月の彼岸を過ぎても暑くて半袖で過ごしていましたが、いつまでも夏を引きずらないでそろそろ秋を感じたく、今年の洋服の色やデザインはどんなかなあとってお店をのぞいてみました。ところが、売り場に並んでいるのは秋物を通り越して冬物のジャケットやコートが多く、「もう秋物はないの?」と思って店の人に聞いてみると「消費税増税前だからです・・・」とのことでした。なるほど～。ニュースでも言っていました。冬物が売れていると。宮崎でもそうだったのですね。確かに、どうせ必要なものであれば増税前がお買い得ですが・・・私は目の保養だけしてその場を去りました(笑)。●冬のコートでは私は恥ずかしい思い出があります。学生の時、私は千葉に住んでいてその日何かの用で出かけるのに電車のホームに立っていました。ちょうど季節が秋から冬に変わり、その季節では初めてのコート(キャメル色のロングコートでした)着用でした。コートを着て出かけることが嬉しくて、自分が都会の人になったような気持ちでした。ワクワクした気持ちで歩いていると、見知らぬおばさんに声を掛けられたのです。「あの一、クリーニングのタグが付いていますよ。」あれ～、気取って立っていた私は顔が真っ赤になり、「すみません。ありがとうございます。」と言って、その場を立ち去りました。もう、恥ずかしくて、恥ずかしくて、・・・でも、そこで声を掛けてもらって良かったですが・・・今となってはとんだ笑い話です。●我が家の息子も私に似てそそっかしいのか、制服のズボンのベルトをしていなかったとか、失敗談があります。出かけるときは鏡で自分の姿を確認するようにいつも言っています。だって自分の姿は自分には見えないですもの。皆さんも出かけるときはお気を付けくださいね。季節が変わってクリーニングの袋から出した洋服は要注意です😊。

樫八重総合法律事務所 (法律・税理) 通信No.22 令和元年秋号

880-0805 宮崎市橋通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp 営業時間 9:00~18:00

Kashiyae news

2019年
秋号



デュランタ・タカラツカ

紫と白の色どりが袴姿のタカラジェンヌを思わせることから、タカラツカ(宝塚)という名前がついたそうです。花言葉は、「あなたを見守る」「独りよがり」「目を引く容姿」。

写真は雨上りの朝に撮影しました。雨粒が日の光に当たって、花がより一層輝き目を引いていました。葉の緑と花の紫のコントラストが何とも言えず好きな花の一つです。





お役立ち情報室



■ 法務 裁判員制度制定から 10 年 ②

裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加して普段は接することのない裁判官とともに審理し判決内容を決めます。制度制定から 10 年が経過した現在の状況や課題などをお伝えします。

裁判員制度の仕組み

裁判員制度とは、一般からくじで選ばれた方 6 人が一つの刑事事件裁判に参加して、裁判官 3 人との計 9 人で判決内容を決めるものです。裁判員に選ばれた人は、裁判当日の刑事裁判の審理に出席します（**公判手続**）。審理では、被告人や検察官の話、証拠などについて見聞きします。審理で見聞きしたことを元にして、裁判官と裁判員で議論ののち有罪か無罪か、有罪であれば罰則をどうするかなどの判決内容を決めます（**評議**）。裁判官と裁判員で決めた判決内容を裁判長が被告人に伝えます（**判決**）。

裁判員の仕事はここまでにあります。



裁判員制度を詳しく説明したものが左の「裁判員制度ナビゲーション」です。裁判員裁判の実際の運用について具体的なイメージを持ってもらう為に作成されました。写真や図を多用して分かりやすい内容になっています。全国の地方裁判所で無料で配布されています。

裁判員制度の課題

裁判員制度の課題としては以下のことがあげられます。

- 1、裁判員候補者の出席率の低下
- 2、重大事件の扱い
- 3、課せられた守秘義務

- 1、裁判員の出席率の低下～候補者に選任されても出てこない方が相次いでいます。これは、責任の重さや自信のなさといった裁判員に対する心理的な不安・職場での休暇の取得が困難といったことが要因のようです。
- 2、重大事件の扱い～審理期間中に事件の凄惨な写真を目にしたり、事件関係者の会話音声を耳にすることもあります。勿論、見たくない写真は無理をする必要はなさそうです。
- 3、課せられた守秘義務～裁判員には守秘義務があり、評議で出た意見や裁判員や裁判官が言った意見、多数決の中身、職務上知った秘密（事件関係者のプライバシー）、などは話してはいけないことになっています。しかし、制度を広く知ってもらい、今後裁判員になる方の不安を払拭するためには経験者の声が必要です。守秘義務が発言を消極的にさせている点は否定できないので、守秘義務についての見直しが期待されます。

裁判員裁判を担当した裁判官の声

- ・一つの事件にいろんなバックグラウンドを持つ方がそれぞれの角度から意見をするので深みのある議論ができる。（約 50 件以上担当）
 - ・人間の弱い所に向き合うのが裁判。裁判官が机の上で法律の議論をするより、人生経験のある裁判員が様々な人生観を出し合ってこそいい裁判なのだと思う。（約 60 件以上担当）
 - ・議論を尽くして納得した結論を得られると、判決後、解散の時に裁判員から「最後に握手してください」と言われることがある。これまでにない新鮮な体験だ。国民と議論を尽くしたという充実感を感じる。（約 60 件以上担当）
- ～産経新聞「裁判員制度 10 年・・・裁判官に聞く」より抜粋～

仮に裁判員候補者に選任された場合、法的な知識がない自分に果たして務まるのかと心配になると思います。上記の「裁判官の声」は、そのような不安な気持ちを払拭し背中を押してくれます。貴重な経験になりそうです。

参考：最高裁判所HP「裁判員制度」、NHK「解説委員室」